

奈良県告示第三百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、令和四年一月十八日法隆寺西部土地改良区の定款の変更を認可した。

令和四年一月二十五日

奈良県知事 荒井正吾